

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

秋田県市長会（提出市：秋田市）

項 目 名	災害廃棄物の円滑な処理に向けた連携強化について
提 案 要 旨	<p>県内では令和5年7月豪雨や令和6年7月豪雨により浸水被害が発生したほか、能登半島地震など災害が頻発している。そうした中、災害時に発生する片付けごみや解体ごみなど災害廃棄物への迅速な対応が求められてきており、対応力を強化するため、県による市町村職員向けの研修事業の拡充や仮置場選定など県市町村の連携について提案するもの</p>
理 由 (背景等)	<p>市町村は、災害廃棄物を含む一般廃棄物の統括的な処理責任を負っており、災害が発生した場合、通常的生活ごみへの対応に加えて、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る必要がある。また、県は、市町村に対し一般廃棄物の処理に関し必要な技術的援助を与えることに努めることとされている。</p> <p>県及び市町村では、災害廃棄物処理計画において、体制整備・役割分担・人材確保策等について定めているが、より実効性を確保するため、次の項目について連携を強化したい。</p> <p>1 県による災害廃棄物研修事業の拡充と市町村の体制強化 災害が発生した場合の業務は、災害廃棄物処理における仮置場の設置・運営をはじめ多岐にわたる。 県では（一社）秋田県産業資源循環協会と連携し、市町村向けの災害廃棄物研修を実施しているが、近年災害が激甚化しており、災害廃棄物への即応力を強化する必要があることから、研修事業の内容の拡充を図る。市町村は、積極的に当該研修に職員を派遣するとともに、受講した内容の他職員への普及や災害廃棄物処理計画等への反映に努める。</p> <p>2 災害廃棄物仮置場の確保のための取組の強化 災害廃棄物の処理に当たっては、発生する廃棄物の量に応じて仮置場を設置する必要があり、国のガイドラインでは公有地が望ましいとしている。仮置場の選定については、十分な場所を確保することが難しいケースもあり、県が所管する公有地も有効に活用できれば円滑な処理につながることから、県有地で仮置場として使用可能な候補地を市町村へ情報提供する。市町村は様々な災害を想定し、県有地を含め積極的に仮置場の確保に努める。</p>

令和6年11月25日
総務部

行政サービスの提供のあり方の検討状況について

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」からの提言を踏まえ、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するため、「個別業務のあり方」と「公共施設のあり方」について見直しの基本的な考え方と進捗状況を報告する。

令和6年5～6月 市町村訪問

「個別業務のあり方」

〔目的〕

- 提言の周知・共有
- 県の取組の説明
- 意見交換

〔意見交換の主な内容〕

- 行政サービス提供に当たっての課題
(人材の確保、公共施設等の維持管理 等)
- 地域振興局の役割に関すること
(災害時の支援、分野毎の業務のあり方 等)
- デジタル化に関すること
(デジタル人材の支援、システムの共通化 等)

市町村との意見交換等を踏まえ、地域振興局の業務の基本的な考え方を整理

○引き続き地域に残す業務

- ・災害対応など即時の現地対応が必要となる業務
- ・高齢者・障害者等配慮が必要な方への窓口対応

○拠点となる振興局へ集約する業務

- ・現地対応が必要な業務のうち広域的に実施することにより効率化が見込まれる業務
- ・少数職種の集中配置により専門性を維持・強化すべき業務

○本庁へ集約する業務

- ・全県統一に行う方が効率的な業務
- ・広域的に行うべき業務 ・取扱件数が少ない業務

地域振興局の個別業務について、
中長期的な視点で見直し

年度内を目処に一定の方向性を確認し、
次年度以降、市町村との意見交換を行う

「公共施設のあり方」

基本的な考え方

施設の総量抑制

- ・目標使用年数残 15 年以内の施設等について優先的に検討
- ・令和7年度に「あきた公共施設等総合管理計画」の改訂を進める

「あきた公共施設等
総合管理計画」
(R8～R17)
に方向性を示す

デジタル人材の確保について

資料3

企画振興部

県内におけるDX推進を加速させるため、令和8年度からの本格実施を目指し、県・市町村によるデジタル人材の共同活用も視野に入れた確保の仕組みを構築する。

1. 事業内容

- ①市町村合同研究会の開催
- ②外部人材活用によるデジタル人材確保モデルの構築
- ③県DX推進アドバイザーの市町村派遣

2. 取組スケジュール



▼取組の流れ

市町村アンケート & ヒアリング (R6)

- 【現状&課題の整理】
- ・短期的対応策、中長期対応策
 - ・協働対応策、個々対応策
 - ・内製化すべき人材（スキル）と外注できる人材（スキル）の整理

①市町村合同研究会 立ち上げ (R7)

- 【仕組みの検討】
- ・想定される取組
 - ✓人材リスト ✓人材プール
 - ✓キャリア形成改善 ✓採用活動改善
 - ✓県による一括採用 ✓合同研修
 - ✓人材採用ノウハウの共有

仕組みの具体化・予算化 (R7～)

- 【研究会運営&情報収集】
- ・先進自治体視察
 - ・講師招へい（人材サービス業界）
 - ・県DX推進アドバイザーに運営支援依頼

▼R7年度対応 (主に小規模団体念頭)

②外部人材活用によるデジタル人材確保モデルの構築（3自治体程度への伴走型支援）

③アドバイザー派遣（県DX推進アドバイザーを市町村に派遣拡大）

秋田県冬の大型観光キャンペーンについて

資料 4

令和6年11月25日
観光文化スポーツ部

1. 実施概要

(1) 期間

令和6年12月1日（日）から令和7年2月28日（金）

(2) 体制

JR東日本、県、秋田の観光創生推進会議、一般社団法人秋田県観光連盟

(3) 内容

「誰と行く？冬の秋田」をキャッチコピーに、「鳥海山での天体観測」や「秋田犬の散歩」など、秋田でしか体験できない観光コンテンツを整備したほか、旅行会社と連携した地域ならではの食の提供や、スキー・スノーアクティビティなど体験型コンテンツの割引事業、個性豊かな小正月行事の開催、特別な列車の運行等を通じて、秋田にある冬の魅力の再発見を促します。



(キャッチコピー)



(メインポスター)

2. 実施にあたってのお願い

(1) 観光コンテンツの充実について

県内各地域が主体となり、既に500を超える観光コンテンツが集まっています。一方で、地域には少しの工夫で体験コンテンツになり得る多くの素材が未だ眠っています。本県の冬の魅力向上のための体験メニューの充実に向けて、更なるコンテンツの掘り起こしや磨き上げが必要になります。

より多くの観光客に本県を訪れていただくため、市町村においても地域の観光関係者と連携し、冬季特別料理の提供や道の駅での期間限定イベントの開催など、コンテンツの磨き上げ等を行い、県に対して提案してください。

(2) 観光客のお迎えについて

秋田での旅を、寒い季節にありながらもあたたかい体験として記憶していただき、次の来訪に繋げるためにも、小正月行事の会場やイベント列車の発着等では、お客様をおもてなしの心を持って笑顔で温かく迎えてくださるよう、観光団体や事業者等への周知をお願いします。

(3) 情報発信について

キャンペーンの機運を盛り上げるため、市町村のホームページや広報誌での周知等、様々な機会を通じて当キャンペーンの情報発信をお願いします。

※キャンペーン特設サイト（URL：<https://akita-hottokenai.jp/>）



スノートレッキング



秋田駅でのお出迎え

秋田県・市町村協働政策会議の依頼事項について

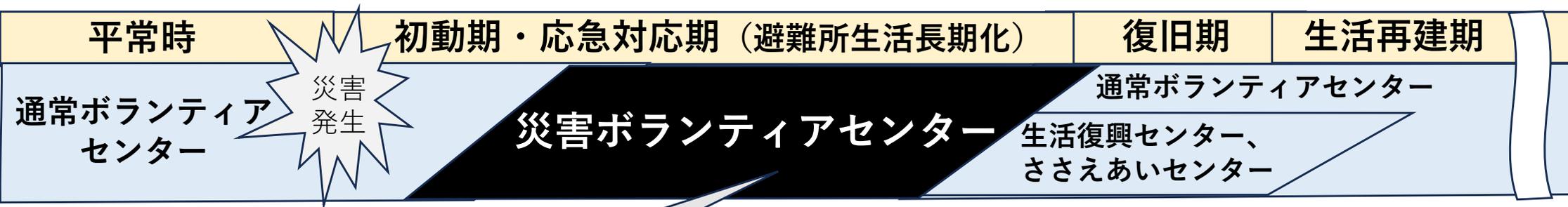
健康福祉部（地域・家庭福祉課）

項 目 名	災害ボランティアセンターに関する協定の締結について
提 案 要 旨	<p>発災時の迅速な災害ボランティア支援を可能とするため、市町村と市町村社会福祉協議会とが、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結し、役割分担や費用負担をあらかじめ整理されるよう依頼する。</p>
理 由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画では、県、市町村及び社会福祉協議会などの関係機関は、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に実施するための環境整備に努めるとされている。 ・ 大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティア活動が必要とされる場合、県では、被災地市町村の災害ボランティアセンターの設置に合わせ、秋田県社会福祉協議会内（以下「県社協」という。）に災害ボランティア支援センターを設置し、被災地の災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援している。 ・ 令和5年の大雨災害では、災害ボランティアセンターの組織体制の構築などにおいて、初動期、復旧期、生活再建期と求められる支援の内容や役割が変化していく中で、費用負担や役割分担等を決定することに時間を要し、迅速な対応に支障をきたしていた。 ・ 発災時の迅速なボランティア支援を可能とするためには、あらかじめ役割分担や費用負担を整理しておくことが有効かつ重要であるが、県社協が行ったアンケート調査結果によると、令和6年10月1日現在、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を市町村と締結している市町村社協は10団体にとどまっている。 （協定締結団体：鹿角市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、五城目町、美郷町） ・ 本年8月には、県内の福祉関係団体等で構成する秋田県地域福祉推進委員会から、県に対し、市町村と市町村社協の協定締結の促進に関する要望があったほか、別途、県社会福祉協議会と連名で未締結の市町村に要請している。

【参考】災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書イメージ

○なぜ協定を締結する必要があるのか

災害発生時の、迅速な災害ボランティアセンターの設置、円滑なボランティア活動の実施のためには…行政と社協が協議のうえ、あらかじめ役割、協力事項、費用負担等を定めておくことが極めて重要



災害ボランティアセンターの基本的な業務内容

- 被災情報の把握
- ボランティアニーズの把握
- 災害ボランティアの募集、受付
- 災害ボランティア活動の情報発信
- センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- ボランティア活動保険の加入手続き
- 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- 市町村災害対策本部等との情報
- 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- その他、センターの活動に必要な事項

市町村と市町村社協であらかじめ分担を定めておくべき事項（協定に明記）

- 平常時における体制整備
- 設置の判断
- 設置場所
(予定場所に設置不可の場合の対応含む)
- 災害ボランティアの要請
- 資機材等の確保
- 協力要請事項
- 費用負担
- 閉鎖の判断

1 高病原性鳥インフルエンザ

国内養鶏場では、4シーズン連続で発生しており、今シーズンも既に北海道でこれまでに最も早い発生が確認され、県内養鶏場での本病の発生が懸念されることから、引き続き、次の事項について協力をお願いします。

(1) 農場での発生に備えた準備

- 発生時の防疫拠点となる施設、殺処分した家畜の埋却場所の確保

(2) 農場で発生した場合の対応

- 防疫措置に関する発生農場周辺の住民への情報提供
- 防疫措置へのサポート(防疫拠点施設の運営補助等)



2 豚熱

県では、飼養豚へのワクチン接種のほか、野生イノシシへの浸潤状況調査や経口ワクチン散布(23市町村)を実施している。これまでに、県内の野生イノシシにおいて13例の豚熱感染が確認され、養豚場での本病発生リスクが高まっていることから、鳥インフルエンザと同様の協力をお願いします。

3 雪害防止対策

気象庁によると、今冬の積雪量は平年並か多いとされているため、次の事項について協力をお願いします。

(1) 広報等による注意喚起

- 支柱等による樹体やパイプハウスなどの補強
- 早期の雪おろし・除雪の実施と融雪促進剤の散布による消雪促進

(2) 除雪体制の整備

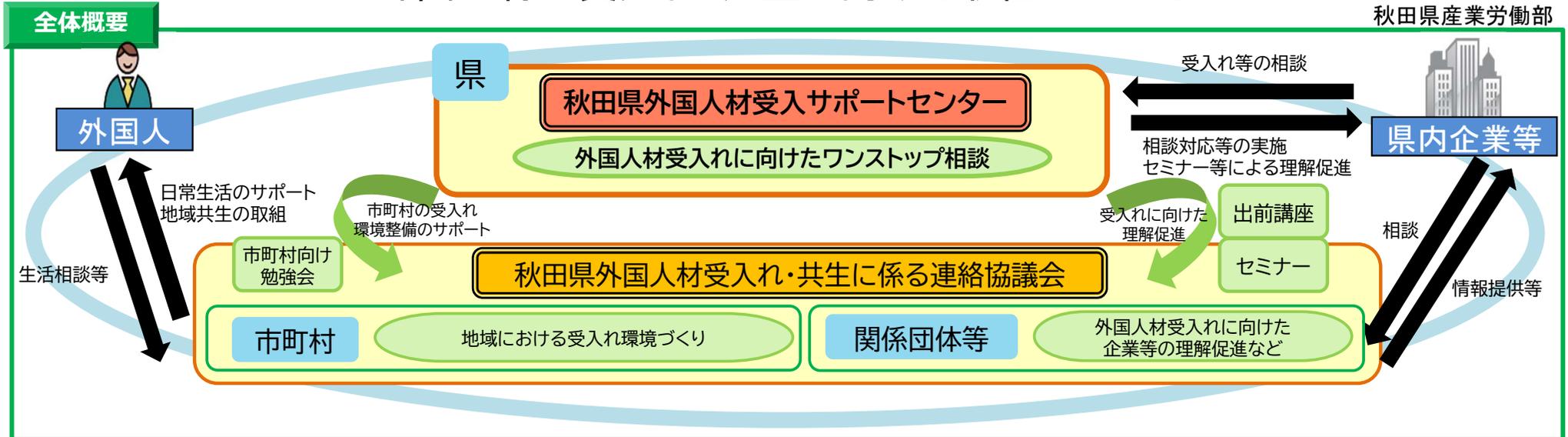
- 雪害防止対策のための農道や樹園地等へのアクセスポイントの除雪



外国人材の受入れ・共生に向けた取組について

資料 7

秋田県産業労働部



秋田県外国人材受入サポートセンターの設置

- 開設日：令和6年6月4日(火)
- 設置場所：秋田県教育会館2階（秋田市山王四丁目4-14）
- 委託者：東洋ワーク株式会社
- 業務内容：○外国人材受入れに向けた相談サポート体制を強化
○市町村との連携による受入れ環境づくりを促進

R6年度取組状況

- 【秋田県外国人材受入サポートセンター】**
- 相談件数：136件（10月末時点）
 - 伴走支援：20社で対応中
 - 外国人材活用セミナー：県北、県南、中央で開催
 - 出張相談会：8地域振興局で開催
 - 関連団体向け出前講座：8件実施
- 【秋田県外国人材受入れ・共生に係る連絡協議会】**
- 年2回開催（7月、11月開催）
 - 研修会（9月開催）

今後の取組方針等



宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について

令和6年11月25日

建設部

1 概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月26日に施行。
 - 盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定され、規制区域内で盛土等を行う場合は許可が必要となるほか、土地所有者等に盛土等を安全に保つ責務が発生。
- ⇒県では、昨年度から盛土規制法に基づく基礎調査を実施しており、令和7年度の規制区域指定に向けて作業を進めています。

2 規制区域指定に向けたスケジュール

- 12月 関係市町村長へ基礎調査結果（規制区域案）の通知
- 12～1月 規制区域案の公表
- 1～2月 規制区域指定に当たっての関係市町村長へ意見聴取
- 令和7年度 規制区域の指定（公示）→法運用開始

3 市町村との連携

盛土等に伴う災害の防止のため、県と市町村が緊密に連携し、取り組んでいくことが重要ですので、よろしくお願いします。

- 都市計画法に基づく開発許可の対象で、盛土規制法のみなし許可が適用される案件の中間検査等の事務の移譲について、関係市の協力をお願いします。
- 不法・危険盛土等の対応として、平素からの監視や早期発見が重要ですので、情報共有や必要な対処等について連携をお願いします。

<参考>

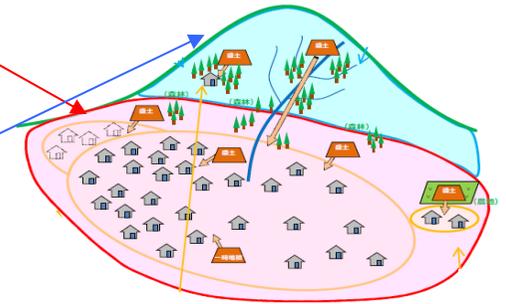
◆規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

- 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

- 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等



◆許可対象となる盛土等の例

（赤字：宅地造成等工事規制区域、青字：特定盛土等規制区域）

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

- 盛土で高さが1 m超（2 m超）の崖*を生ずるもの
- 切土で高さが2 m超（5 m超）の崖*を生ずるもの
- 盛土で高さが2 m超（5 m超）となるもの
- 盛土又は切土をする土地の面積が500 m²超（3,000 m²超）となるもの

<一時的な土石の堆積>

- 最大時に堆積する高さが2 m超（5 m超）かつ面積が300 m²超（1,500 m²超）となるもの
- 最大時に堆積する面積が500 m²超（3,000 m²超）となるもの

*崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以外のもの

秋田県・市町村協働政策会議の依頼事項について

資料 9

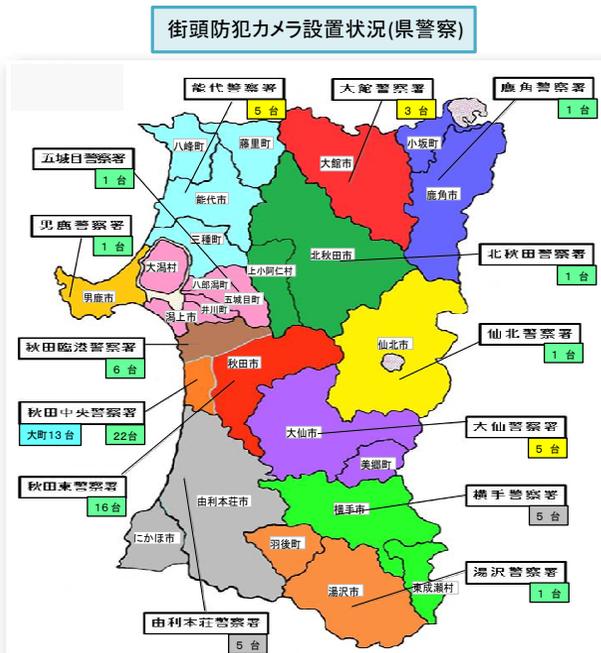
警 察 本 部

項 目 名	防犯カメラの設置と普及に向けた協力依頼について
依 頼 要 旨	市町村による街頭における防犯カメラの設置と商店街、町内会等に対する防犯カメラ普及に向けた協力を依頼する。
理 由 (背景等)	<p>県警察では犯罪抑止のため、平成 27 年から人が集まる繁華街や犯罪の発生が予想される場所を対象に街頭防犯カメラの設置事業を開始し、県内の 12 市に計 86 台の防犯カメラを設置して運用している。</p> <p>この防犯カメラは、犯罪の抑止のみならず、犯人の検挙に結びつくほか、未成年が被害に遭う犯罪や高齢者の行方不明事案等の解決にも活用されており、本年 1 月から 6 月までの活用件数は 73 件となっている。</p> <p>県警察の街頭防犯カメラは繁華街等を中心に設置しており、通学路及び学校周辺の児童や生徒が多く通行する場所、住民が多く集まる商店街、住宅街への防犯カメラの普及は不十分である。また、県内では、街頭における防犯カメラを設置している市町村が増えつつあるが、いまだ設置に至っていない市町村もあるほか、商店街及び町内会のカメラ設置に対する補助制度も少ないため、民間団体等による防犯カメラの設置に至らない現状にある。</p> <p>防犯カメラの設置は、設置費用やリース費用などのコストがかかるものであるが、県民に安全と安心を提供できる点でコストを上回るメリットもあることから、各市町村において、住民の要望を把握するとともに、街頭における防犯カメラの設置と商店街、町内会等に対する防犯カメラ普及に向けた協力を依頼する。</p>

防犯カメラの設置と普及に向けた協力依頼

秋田県警察本部

① 県警察は、県内12市に86台の街頭防犯カメラを設置



街頭防犯カメラ



表示板



② 各種事件



交通事故



不審者



行方不明



街頭防犯カメラ

- 防犯カメラの映像が、犯人の検挙や行方不明者の捜索等に活用
- 住民の安心感の醸成
⇒ 安全で安心なまちづくり

③ 各市町村での防犯カメラ設置状況(県警察調べ)

- 北秋田市8台(各年度ごと1台ずつ増台)
秋田市、男鹿市、由利本荘市、湯上市、仙北市、小坂町、八郎潟町、井川町、大湯村、東成瀬村でも設置あり
- 各市町村での防犯カメラ設置補助事業(県警察調べ)
 - ・ 商店街に対する補助事業～秋田市(補助率30%以内、限度額200万円)
 - ・ 町内会に対する補助事業～なし

市町村による防犯カメラ設置や商店街、町内会への普及に向けた協力をお願いします